

学生宿舎退居及び入居手続きについて(再許可で居室移動なしの者) G棟

2025年度、現在の居室への入居が再度許可された場合であっても、一旦退居の扱いとなります。

別紙「学生宿舎の退居手続きについて」を熟読のうえ、退居の手続きを行ってください。

記

■退居手続

1. 2025年2月20日(木)(学外実務訓練者は2月26日(水))までに学生課生活支援係に次の書類を提出する。

① 学生宿舎退居願(荷物搬出日3/31,退居検査日記入なし)

※なお、引き続き、自動車やバイクを使用する場合は、あらためて車両登録申請書を学生課学生係に提出する必要があります。(期限が切れる場合)

2. 退居検査

引き続き同じ居室に入居するため、荷物の移動、退居検査はありません。居室を一度出ていただく必要もありませんので、引き続き入居してください。

ただし、必ず、一度、居室の大そうじ(備品、窓、扉、床、壁、エアコン、バルコニー等)、共通部分の大そうじ(リビング、キッチン、洗面所、洗濯場、シャワー室等)をして、清潔に保つようお願いします。

3. 預り金

預り金は、滞納額等を差し引き、残金は退居者の口座に5月末頃までに振り込みます。振り込みを確認するまでは、三井住友銀行豊橋支店の口座を解約しないこと。解約されていた場合、返還はできません。

※留学生で通帳(口座)が「非居住者」となっている場合は、2月末までに「居住者」に変更の手続き完了しておいてください。

■入居手続

1. 入居手続きが期限までに完了していない場合は、入居できません。

2. 2025年4月の振替額について(2025年1月現在,変更になる場合あり)

振替額は以下のとおりです。必ず振替ができるよう、口座残高に注意してください。

G棟宿舎経費:寄宿料 24,270円+共益費 730円+光熱水料 5,000円+預り金 40,000円 計 70,000円

【問い合わせ先】 学生課生活支援係

e-mail seikatsu@office.tut.ac.jp

電話 0532-44-6558(内線 6558)